

駐車場法・バリアフリー新法に基づく届出について

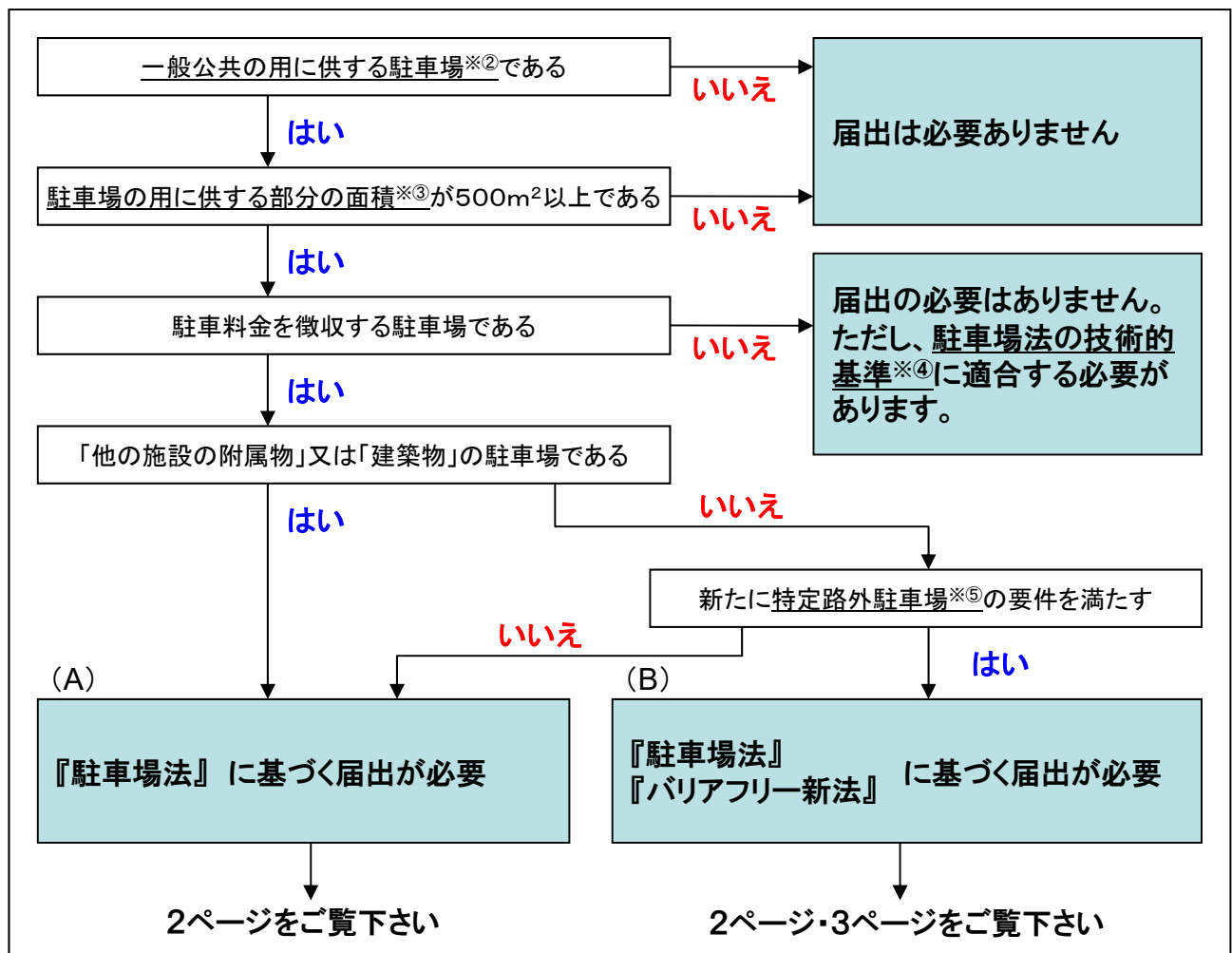
駐車場法・バリアフリー新法に基づく届出の判定

■はじめに

- ・駐車場を設置・運営する場合には、各種法令などより「守らなければならないルール」が定められており、駐車場を設置運営する方は、各法令の定めに沿って適切な措置を講ずる必要があります。
- ・また、これに違反すると、各法令の定めにより、是正命令、供用停止命令を受けたり、罰金刑が科せられる場合があります。
- ・駐車場を設置、運営する方々は、記載の内容を参考に必要な手続きを行ってください。
- ・また、愛知県では、円滑で適切な駐車場整備、管理が行われるよう、駐車場法及びバリアフリー新法※①に基づく届出の「ガイドライン」や技術的基準を視覚的に分かりやすく示した「絵で見る技術的基準」を作成し、ウェブサイトで公開していますので、参考にしてください。

■駐車場を管理・運営する場合の必要な手続き判定フロー

- ・駐車場法、バリアフリー新法に基づく届出の判定フローは以下のとおりです。



- ・上記(A)(B)に該当する場合は、別途「人にやさしい街づくり条例」に基づく届出が必要となります。詳しくは市建築住宅課お問合せ下さい。

※① 「バリアフリー新法」…高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関わる法律

※② 不特定多数の者が自由に使用できる駐車場。

※③ 自動車を駐車し格納する部分(駐車マス)の面積の合計。

※④ 駐車場法第11条に規定の構造及び設備の基準で、駐車場の出入口等について定めたものである。詳しくは5ページを参照。

※⑤ p.4本文に解説あり。

『駐車場法』に基づく届出

駐車場法に基づく届出※⑥の届出先、必要な書類及びその提出時期等については以下のとおりです。

■届出先

・都市政策課

■必要な書類及びその提出時期

- ・各届出種別ごとの必要書類及びその提出時期は下表のとおりです。
- ・「新設」の場合、「施設の増改築、駐車場台数の変更」の場合には、届出の前に別途事前の打合せが必要となります。
- ・また、路外駐車場設置届出書には添付書類が必要となります。
- ・これら届出に必要な各様式は、都市政策課のウェブサイトからダウンロードできますのでご利用下さい。

必要な書類 及び様式		路外駐車場設置 (変更)届出書	技術的基準 チェックリスト	路外駐車場管理規程 (変更)届出書	路外駐車場休止(再開、 廃止)届出書
届出種別		様式1-1	様式1-13	様式1-2(1-3)	様式1-7(1-8、1-9)
新設		○ 工事着手前	○ 工事着手前	○ 供用開始後10日以内	
変更	施設の増改築、駐 車場台数等の変更	○ 変更前	○ 変更前		
	管理者の変更	○ 変更前		○ 変更後10日以内	
	駐車料金、営業時 間等の変更			○ 変更後10日以内	
	休止(再開、廃止)				○ 休止(再開、廃止)後10 日以内

注) 提出が必要な部数は、正副2部が基本となります。

■管理規程について

- ・管理規程には次の内容を記載する必要があります。
 - ア) 路外駐車場※⑦の名称
 - イ) 路外駐車場管理者の氏名及び住所
 - ウ) 路外駐車場の供用時間に関する事項
 - 休業日並びに1日における供用時間の開始及び終了時刻について記載
 - エ) 駐車料金に関する事項
 - 駐車場利用者が支払うべき駐車料金の額及びその支払い等に関することについて記載
 - オ) 路外駐車場の供用契約に関する事項
 - 駐車場利用者に対する路外駐車場管理者の案内板の設置、保管を寄託された自動車に対する路外駐車場管理者の責任、引き取りのない車両の処分等に関する事項の記載
 - カ) その他国土交通省令で定める事項
 - 路外駐車場の構造上駐車することができない自動車並びに路外駐車場管理者が路外駐車場において附带して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要の記載

※⑥ 駐車場法第12条、13条、14条に基づく届出

※⑦ 道路の路面外に設置される自動車のための駐車施設であって一般公共の用に供される駐車場

■路外駐車場設置届出書の添付書類について

・路外駐車場設置届出書には以下の添付書類が必要となります。

	添付書類の名称	新設時		変更時	備考
		建築物でない場合	建築物の場合		
1	位置図(案内図)	○	○	変更事項に関連する書類を添付	S=1/10,000 以上
2	平面図 (出入口のある階)	○	○		S=1/200 以上
3	平面図 (2層以上の各階)		○		S=1/200 以上
4	立面図		○		S=1/200 以上
5	断面図		○		S=1/200 以上
6	屈曲部(半径)、傾斜部 (勾配の詳細図)		○		S=1/200 以上
7	建築確認済証の写し		△		
8	駐車場調書の写し		△		
9	大臣認定書の写し		●		特殊駐車装置の場合、1層2 段式(自走式)の場合
10	仕様及び構造図		●		

※ 表中●印は該当する場合に添付してください。△印は窓口へご確認ください。

なお、平面図については、以下の内容を表示してください。

- ①駐車場の区域(駐車場の区域(赤実線)、建築物で駐車場の用に供する区域(赤破))
- ②周囲の道路及びバス停、横断歩道、交差点等政令第7条第1項で定められているもの
- ③場内の設備(事務所、料金徴収所、照明等)について、各階別に記入されたもの

④駐車マス

イ 一般公共の用に供する駐車マスを赤実線で、それ以外の部分の駐車マスを緑実線で囲み、それぞれ一連番号を各階の駐車マスに記入されたもの

ロ 駐車マスの寸法を記入する。ただし、各階の駐車マスの寸法が同一の場合は各階1駐車マスに記入する。

⑤出入口及び車路

イ 車路動線を赤色矢印で記入する。

ロ 車路幅員を赤字で記入する。ただし、各階の車路幅員が同一の場合は各階1箇所に記入する。

ハ 特殊駐車装置の場合は前面空地の幅員、奥行を記入する。

『バリアフリー新法』に基づく届出

バリアフリー新法に基づく届出※⑧の届出先、必要な書類及びその提出時期等については以下のとおりです。

■届出先

・都市政策課

■必要な書類及びその提出時期

- ・バリアフリー新法に基づく届出には、2種類の届出方法があります。
- ・いずれの方法とも提出時期は、新設の場合は「工事の着手前」、変更の場合は「変更しようとするとき」で同じですが、提出する書類が異なります。
- ・各提出方法における必要な資料は以下のとおりです。
- ・なお、これら届出に必要な各様式は、都市政策課のウェブサイトからダウンロードできます。

【方法①】

・「バリアフリー新法第12条」による届出方法です。

提出資料	特定路外駐車場設置(変更)届出書【様式1-10】
	技術的基準チェックリスト(バリアフリー新法)【様式1-14】

注) 提出が必要な部数は、正副2部が基本となります。

【方法②】

- ・「バリアフリー新法第12条のただし書き」による届出方法で、駐車場法の届出書類にバリアフリー新法の書類を添付して提出する方法です。(都市計画区域内に限る。※⑨)
- ・上記「特定路外駐車場設置(変更)届出書【様式1-10】」に代えて、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面【様式1-11】」を駐車場法の届出書類に添付することとなります。

提出資料	高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面【様式1-11】
	技術的基準チェックリスト(バリアフリー新法)【様式1-14】

注) 提出が必要な部数は、正副2部が基本となります。

■特定路外駐車場について

- ・特定路外駐車場は、駐車場法の届出駐車場のうち、「建築物で無いもので、他の施設に附属していないもの」が該当します。
- ・そのイメージは右図のとおりです。

特定路外駐車場のイメージ



写真のような駐車場は建築物には該当しないため、特定路外駐車場に該当することとなる。(別途面積要件等を満たすものに限る)

※⑧ バリアフリー新法第12条に基づく届出

※⑨ 都市計画区域外には駐車場法による届出がないため。

■駐車場法に規定の技術的基準

1. 「自動車の出口及び入口」に関すること

【自動車の出入口を設けてはならない箇所】

- (1) 道路交通法第44条各号に掲げる道路の部分及びその前後
 - ア 交差点及び側端から5m以内
 - イ まがりかどから5m以内
 - ウ 横断歩道又は自転車横断帯及びその前後の側端からそれぞれ前後に5m以内
 - エ 安全地帯の左側部分及び当該部分の側端からそれぞれ前後に10m以内
 - オ 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内
 - カ 踏切及び前後の側端からそれぞれ前後に10m以内
 - キ トンネル、坂の頂上付近、軌道敷内
- (2) 横断歩道橋（地下横断歩道を含む）の昇降口から5m以内
- (3) 下記施設の出入口から20m以内の道路（車道が上下線で分離されていない場合等には反対側の左右20mも対象）
 - 小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園、児童館
- (4) 橋
- (5) 幅員が6m未満の道路※⑩
- (6) 縦断勾配が10%を超える道路

【その他出入口に関して守るべき事項】

- (7) 自動車の駐車の用に供する部分の面積が6,000m²以上の場合、出口と入口を分離しかつ10m以上の間隔を確保
 - (8) 自動車の回転を容易にするために必要がある場合は、出入口にすみ切りを設置（切取長さは1.5m以上）
 - (9) 出口付近の構造は2m[1.3m]後退した車路の中心線上1.4mの高さにおいて、左右それぞれ60度以上の範囲内が確認できる視界を確保
 - (10) 前面道路が2以上ある場合は、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に出入口を設置（歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれがあるなど特別な理由があるときは例外。）
- []内は自動二輪専用駐車場の場合

2. 「車路」に関すること

- (1) 自動車の車路の幅員
 - ア 幅員5.5m[3.5m]以上を確保
 - イ 一方通行の場合は3.5m[2.25m]以上を確保（料金所が設置され歩行者が通行しない一方通行の車路は2.75m[1.75m]以上）
- (2) 建築物である路外駐車場の車路の構造
 - ア はり下の高さは2.3m以上を確保
 - イ 屈曲部は内のり半径※⑪を5m[3m]以上を確保
 - ウ 傾斜部の縦断勾配は17%以下
 - エ 斜面部の路面は滑りにくい構造とする

[]内は自動二輪専用駐車場の場合

3. 「建築物である駐車場」に関すること（車路以外）

- (1) 駐車する部分の「はり下の高さ」は2.1m以上を確保
- (2) 直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に駐車場がある場合は、避難階段、またはこれに変わる設備を設置
- (3) 給油所等の火災の危険のある施設を附置する場合は、当該施設と駐車場を「耐火構造の壁または特定防火設備」により区画
- (4) 内部の空気を床面積1㎡につき1時間に14㎡上直接外気と交換する能力のある換気装置の設置（開口部がある場合その面積がその階の床面積の10分の1以上ある場合は例外）
- (5) 車路の路面は10ルクス以上、駐車部分の床面は2ルクス以上の照度が確保できる照明設備の設置
- (6) 自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置の設置

■バリアフリー新法に規定の技術的基準

1. 「車いす使用者駐車施設」に関すること

- (1) 駐車マスの幅は350cm以上確保
- (2) 車いす使用者用駐車施設であることを表示
- (3) 移動等円滑化経路の長さが短くなる位置に車いす使用者用駐車施設を設置

2. 「路外駐車場移動等円滑化経路」に関すること

- (1) 移動等円滑化経路上には段を設けない（傾斜路の併設の場合は例外）
- (2) 出入口の幅は80cm以上、通路（傾斜路）の幅は120cm以上（段に併設する傾斜路の場合は90cm以上）を確保し、50m以内ごとに車いすの転回スペースを設置
- (3) 傾斜路の勾配は1/12未満を確保（高さが16cm以下の場合は1/8未満）
- (4) 高さが75cmを超える傾斜路（勾配が1/20を超えるものに限る。）は、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設置
- (5) 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設置

これら技術的基準について、視覚的にわかりやすく示した技術的基準を[愛知県都市計画課のウェブサイト](#)に掲載しています。必要に応じてご活用下さい。

※⑩ 私道を継ぎ足すことにより実質幅員が6m確保されれば可。ただし、交通処理の可能となる交差点から交差点までの区間で確保される必要がある

※⑪ 自動車（自動二輪車）の回転中心点から自動車（自動二輪車）までの距離